

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(契約書の形式)	(契約書の形式)
第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。	第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 委託契約の場合	(2) 委託契約の場合
[略]	[略]
注1・2 [略]	注1・2 [略]
3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として <u>2.8パーセント</u> とすること。	3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として <u>2.7パーセント</u> とすること。
4～7 [略]	4～7 [略]
(3) 不動産売買契約（買受け）の場合	(3) 不動産売買契約（買受け）の場合
[略]	[略]
第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の額につき年 <u>2.8パーセント</u> の割合で計算した違約金を徴収することがある。	第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の額につき年 <u>2.7パーセント</u> の割合で計算した違約金を徴収することがある。
[略]	[略]
[略]	[略]
(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合	(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合
[略]	[略]
注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年 <u>2.8パーセント</u> とすること。	注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年 <u>2.7パーセント</u> とすること。
2～5 [略]	2～5 [略]
(5) 物品売買契約の場合	(5) 物品売買契約の場合
[略]	[略]
第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 <u>2.8パーセント</u> の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。	第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 <u>2.7パーセント</u> の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。
第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年 <u>2.8パーセント</u>	第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年 <u>2.7パーセント</u>

<p>×シトの割合で計算した違約金を徴収することがある ×。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合</p> <p>[略]</p> <p>注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.8パーセント</u>とすること。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合</p> <p>[略]</p> <p>注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.8パーセント</u>とすること。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.8パーセント</u>とすること。</p> <p>3~7 [略]</p> <p>(9) [略]</p>	<p>×シトの割合で計算した違約金を徴収することがある ×。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合</p> <p>[略]</p> <p>注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.7パーセント</u>とすること。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合</p> <p>[略]</p> <p>注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.7パーセント</u>とすること。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合</p> <p>[略]</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.7パーセント</u>とすること。</p> <p>3~7 [略]</p> <p>(9) [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。